

令和7年10月20日

一般競争入札公告

社会福祉法人 日生会

理事長 佐土原 護

社会福祉法人 日生会の発注する「介護システム」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1 入札内容

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 対象物品 | 介護ソフトほのぼのNEXT及びハードウェア一式 |
| (2) 購入仕様及び予定数量 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 社会福祉法人日生会 各事業所及び施設 |
| (4) 納入期限 | 令和7年12月末日まで |

(詳細な納入設定時期については、別途協議の上、納入とする)

2 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | 有(非公表) |
| (3) 最低制限価格 | 無 |
| (4) 入札保証金 | 無(免除) |

3 入札参加資格等

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てが

なされていないこと。手形又は、小切手が不渡りになっていないこと。

(3) 公告日から落札決定までの間に、熊本県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(4) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

(5) 熊本県内にて社会福祉法人等に導入実績がある者であること。

(6) 熊本県物品等入札参加資格を有する者。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

(1) 受付期間

公告日から令和7年10月31日（金）16時まで（土日祝日含む）

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 熊本県物品等競争入札参加資格審査結果通知書

ウ 会社案内

エ 導入実績表（任意様式）

※ アの様式は、下記の問い合わせ先に電子メールで請求のこと。

メールの件名は「日生会介護システム導入」申請の件【会社名】と記入すること。 ※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出方法

入札希望の方は（1）の期日までにメールで申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。

(4) 提出・問合せ先

社会福祉法人 日生会

〒861-8030 熊本県熊本市東区小山町 1781 番地

電話：096-389-5177 FAX：096-380-7037

メール：nisseikai@k-nisseikai.jp 担当者：総務課 小屋迫

※問い合わせ時間は１０時から１６時までとする。（土日祝日を除く）

5 一般競争入札参加資格等確認通知及び仕様書等の配布

- （１）入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無についてはメールにて通知する。
- （２）入札参加資格が有と確認された業者には、仕様書（入札等書式含む）を令和７年１１月４日（火）にメールにて配布する。なお、現場説明会は行わない。
- （３）質疑がある場合は、下記期日までに上記のメールアドレスへ送付すること。
 - ① 質疑期限 令和７年１１月１１日（火）１６時まで
 - ② 回答期限 令和７年１１月１８日（火）１６時までに、入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。

6 入札日程

- ・日時：令和７年１１月２７日（木）１０時３０分から
（１０時１５分から１０時２５分までに受付を完了すること）
- ・入札場所
水前寺共済会館グレースシア ２階 孔雀の間
熊本市中央区水前寺１丁目 33-18 TEL：096-383-1281
- ・入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
- ・開札：入札後即開札

7 入札にあたっての注意事項

- （１）代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、リース契約を締結する為、応札者は月額リース金額×5年分（60回）を入札書に記載すること。

（3）入札を辞退するときは、入札日前日までに入札辞退届をメールにて申し出ること

（4）落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。

（5）下記の各事項に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 次に掲げる入札書による入札

ア 入札者の押印がない入札書

イ 入札金額を訂正した入札書

ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書

オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

③ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 代理人で委任状を提出しない者

イ 他人の代理を兼ねた者

ウ 二以上の入札書を提出した者

エ 二以上の者の代理をした者

④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑤ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑥ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑧ その他公告に示す事項に反した者がした入札

（6）応札者は取扱信販会社と協議の上、入札を行うこと

(7) その他

- ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
- ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取り、入札の延期・中止をすることがある。
- ③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- ④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再入札を実施する。再入札は3回まで実施する。ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再入札は行わない。また、再入札に参加する者が1者のみとなった場合の再々入札は、当該再々入札のみとし、その後の再々入札は行わない。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

9 契約方法等

- (1) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、行政からの指導があった場合は従うこと。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) リース契約は、社会福祉法人日生会・落札業者または落札業者指定の信販会社との間で行うものとする。
- (4) 代金の支払いについては、リース契約を締結した信販会社を通じて行うものとする。

10 その他

公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。